

再処理施設に係る廃止措置計画変更認可申請書（性能維持施設、安全対策、
施設定期検査を受けるべき時期）の一部補正について（概要）

平成 31 年 3 月 20 日に認可の申請を行った再処理施設に係る廃止措置計画変更認可申請書に対し、東海再処理施設安全監視チーム会合や面談など、これまでの審査の中での指摘等を踏まえ、記載内容の適正化を図り、本日、原子力規制委員会に対し一部補正を行いました。

主な補正内容は以下のとおり。

- 安全対策について、事故対策等の内容を追加した上で改めて廃止措置計画の変更認可申請を行うため、変更を取り下げた。
- 性能維持施設について、検査内容の記載を詳細化した。
- 施設定期検査を受けるべき時期について、認可後初回の施設定期検査を令和元年10月末まで延長したこと及び令和2年度から定期事業者検査が開始されることを踏まえ、記載を見直した。

以上